資　　格

競争参加者の資格に関する公示

令和７・８年度の文部科学省における建設工事及び設計・コンサルティング業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

令和６年10月23日

文部科学省大臣官房
文教施設企画・防災部長
笠原　　隆

◎調達機関番号　016　◎所在地番号　13

１　建設工事の工種区分及び設計・コンサルティング業務の業種区分

⑴　建設工事　土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事

⑵　設計・コンサルティング業務　建築関係設計・施工管理業務、建築設備関係設計・施工管理業務、測量業務、地質調査業務、その他のコンサルティング業務

２　申請の時期

⑴　インターネットによる申請の場合　定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査（以下、「定期受付」という。）にあっては、インターネットを使用して申請する場合は、パスワード発行申請受付期間を令和６年11月１日から令和６年12月27日までとし、申請用データ受付期間を令和６年12月２日から令和７年１月15日までとする。

⑵　郵送による申請の場合　令和６年12月２日から令和７年１月15日（当日消印有効）までとする。

⑶　８⑶及び⑷に掲げる場合の申請については、郵送に限るものとする。

⑷　上記⑴及び⑵の期間後、随時に郵送又は電子メールにより申請を受け付ける。

なお、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第４条第１項に規定する特定調達契約について、一般競争に付す旨の公告に基づき資格審査の申請をしようとする場合は⑴及び⑵の限りでない。

３　申請の方法

⑴　申請書等の入手方法

ア　インターネットによる申請の場合

①　建設工事　次に掲げるホームページアドレスへのアクセスにより、令和６年11月１日から令和６年12月27日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて令和６年11月１日から令和７年１月15日までの間に得るものとする。

https://www.pqr.mlit.go.jp/

②　設計・コンサルティング業務　次に掲げるホームページアドレスへのアクセスにより、令和６年11月１日から令和６年12月27日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて令和６年11月１日から令和７年１月15日までの間に得るものとする。

ただし、パスワードの請求に当たっては、パスワード発行申請時に表示される「添付書類等届出書」を印刷したものに下記⑶イの③から⑥に掲げる書類を添付し、令和６年11月１日から令和６年12月27日までの間に下記⑵ア②に掲げる送付先に書留郵便により郵送するものとする（⑥に掲げる書類については、郵送に代えて次に掲げるホームページアドレスから電子納税証明書を送信することも可とする）。

https://www.pqrc.mlit.go.jp

［注］

申請者が建設関連業の登録業者に関する情報提供システム（以下、「建設関連業システム」という。）に登録され、定期受付を行う内容が建設関連業システムに登録されている内容と一致する場合は下記⑶イの④及び⑤に掲げる書類を省略することができる。

イ　郵送による申請の場合　申請書の配布に関する情報は、次に掲げるホームページアドレス（文部科学省　文教施設工事調達情報ホームページ）へのアクセスにより取得するものとする。

https://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/announce.asp

⑵　申請書等の提出方法　申請書等の提出方法については、インターネットによる申請、郵送又は電子メールによる申請とする。なお、持参による申請受付は行わない。

ア　インターネットによる申請の場合

①　建設工事　上記⑴ア①に掲げるホームページアドレスへアクセスし、上記⑴ア①により入手したパスワードを用いて作成した申請用データを送信するものとする。

②　設計・コンサルティング業務　上記⑴ア②に掲げるホームページアドレスへアクセスし、上記⑴ア②により入手したパスワードを用いて作成した申請用データを送信するものとする。ただし、下記⑶イの③から⑥に掲げる添付書類については、上記⑴ア②のただし書きのとおり令和６年11月１日から令和６年12月27日までの間に次に掲げる送付先に書留郵便により郵送するものとする。

送付先

〒104―0042 東京都中央区入船３―６―14オーク入船ビル６階　測量・建設コンサルタント等業務インターネット一元受付ヘルプデスクあて　電話番号03―5542―0355

イ　郵送による申請の場合　上記⑴イにおいて取得した一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に、下記⑶の書類を添付して、別記に掲げる提出場所に書留郵便により郵送するものとする。

ウ　電子メールによる申請の場合　上記⑴イにおいて取得した一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に、下記⑶の書類を添付して、別記に掲げるメールアドレスに電子メールを送信するものとする。

ただし、２⑷のとおり、２⑴及び⑵の期間後から申請を受け付けるものとする。

⑶　添付書類

ア　建設工事

①　営業所一覧表

②　総合評定値通知書の写し（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項に規定する国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、審査基準日が令和５年６月16日以降のもの（２⑷の随時受付においては、申請をする日の１年７月前の日以降のもの）であり、かつ申請日の直前のもの。（総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類を併せて提出した場合はその限りでない。））

③　納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第９号書式その３又はその３の２若しくはその３の３）の写し（発行日が申請日の３か月前までの間のものに限る。）

④　共同企業体協定書の写し（経常建設共同企業体の場合に限る。）

イ　設計・コンサルティング業務

①　技術者経歴書

②　営業所一覧表

③　登記事項証明書の写し

④　業務に関し法律上必要とする資格の証明書の写し

⑤　申請者が法人の場合にあっては、申請日の直前の事業年度の終了日（以下「審査基準日」という。）の直前１年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表、個人の場合にあっては、審査基準日の直前１年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

⑥　納税証明書（国税通則法施行規則別紙第９号書式その３又はその３の２若しくはその３の３）の写し（発行日が申請日の３か月前までの間のものに限る。）

⑷　日本語訳の付記等　この公示により提出する書類であって、外国語で記載のものには、日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。